

那賀町総合体育館ネーミングライツ・パートナー再募集要項

1. 募集目的

那賀町では、那賀町ネーミングライツ事業実施要綱に基づき、町が所有する施設の愛称を命名する権利を付与することにより、新たな財源を確保し、施設の持続可能な運営及び維持管理を行うことを目的として、町有施設の命名権者（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）を次のとおり募集します。

2. 対象施設

- (1) 施設名称 那賀町総合体育館
- (2) 所在地 那賀郡那賀町和食郷字南川 ※那賀町役場本庁舎南側
- (3) 施設概要 延べ床面積 4,359.06 m²
鉄筋コンクリート造（屋根部鉄骨造り）2階建て 空調あり
メインアリーナ（約1,490 m²）
バスケットボールコート メイン 1面 サブ 2面
バレーボールコート メイン 1面 サブ 3面
バドミントンコート 10面
ソフトバレーボールコート 6面
ソフトテニスコート 2面
剣道 6面
サブアリーナ（約415 m²）
バレーボールコート 1面
ソフトバレー（バドミントン）コート 2面
剣道 2面
多目的ルーム（約66 m²） トレーニングルーム（約86 m²）
図書室 など 2階観客席 308席
メインアリーナ可動ステージ（W=12,000 D=4,000 H=800）
指定避難所指定予定

3. 募集概要

- (1) 命名権の対象
那賀町総合体育館の愛称
- (2) 命名条件
 - ① 町民が親しみやすい愛称で、施設の設置目的をイメージできるものとする。
 - ② 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称は変更できないものとします。
 - ③ 愛称の使用開始から一定の期間（1年程度）は、条例上の施設名称を括弧書きにして愛称に併記する場合があります。
- (3) 契約期間
3年間以上とする。
※契約の更新を希望する場合、優先交渉権があります。

(4) 命名権料

1年間あたり1,200千円以上とする。(消費税及び地方消費税額は別途。)

※ただし、1,200千円未満を希望される場合も申込は可能です。提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

※命名権料は、那賀町のスポーツ振興と施設の維持管理を図るために要する経費に充てます。なお、具体的な内容については、ネーミングライツ・パートナーと協議を行ったうえで決定し公表します。

※ネーミングライツ・パートナーは、毎年度4月1日から4月30日までの間に、当該年度分の命名権料を那賀町に納付していただきます。

ただし、年度途中で契約した場合、契約開始月の末日が最初の納入期限となります。

(5) 愛称の使用開始予定時期

ネーミングライツ・パートナーと協議により決定します。

(6) 名称変更に伴う費用負担

区 分	町	ネーミングライツ・パートナー
看板等への表示変更 ※1		○ ※3
愛称の使用終了後の原状回復		○ ※3
パンフレット、封筒等の印刷物や本町ホームページの表示変更 ※2	○	

※1 新規の看板等の場合は、設置の可否についても協議のうえ決定します。

※2 本町で発行している印刷物については、新規作成分を対象とします。また、残部数、改訂時期等を勘案し、協議のうえ変更時期を決定します。

※3 命名権料の他に別途負担いただきます。

愛称のデザイン等にかかる費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。(使用希望の愛称のデザイン等が決まっている場合には、具体的に提案してください。)

(7) 命名権以外の特典及び制約

ネーミングライツ・パートナーには、命名権以外に次の特典を付与します。なお、内容の詳細は、別途協議のうえ、決定するものとします。

- ① 那賀町総合体育館の使用料を免除又は減免(免除は年2回までとします。)
- ② 町(施設)のホームページへのバナー広告の掲載(契約期間内に限ります。)
- ③ 町が指定する箇所への常設広告(契約期間内に限ります。)

なお、興業等による施設利用者から、広告物の遮蔽や命名権による愛称の不使用等の要請があったときには、期間を定めてその要請に応じることができるものとし、これに伴う町等からの補償は行いません。

- ④ 契約期間終了後に引き続き契約を希望する場合における優先交渉権の獲得。

(8) 応募資格

次の要件を満たす事業者(事業を営んでいる個人若しくは法人又はそれらにより構成された団体)であること。

- ① 徳島県内に活動拠点（本社、支店、営業所、店舗等）を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ③ 那賀町から指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 国税・ 県税又は市町村税を滞納していないこと。
- ⑤ 民事再生法、会社更生法に基づく再生又は更正手続きを行っていないこと。ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く。
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に該当しないこと。
- ⑦ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 2 項の規定に該当しないこと。
- ⑧ 政治性又は宗教性のある事業を行っていないこと。
- ⑨ 那賀町暴力団排除条例（平成 24 年那賀町条例第 1 号）第 2 条第 1 号若しくは同条第 2 号及び 3 号の規定に該当しないこと。
- ⑩ 指定管理者制度導入施設である場合、指定管理者の事業目的と競合しないこと。
- ⑪ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号の規定に該当しないこと。

4. 申請手続き

(1) 提出書類

申込にあたっては、次の書類を町に提出していただきます。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 那賀町ネーミングライツ事業申込書（様式第 1 号）
- ② 那賀町ネーミングライツ事業応募に係る誓約書（様式第 2 号）
- ③ 事業者の概要を記載した書類
- ④ 定款、寄付行為その他これらに類する書類
- ⑤ 法人にあつては、法人登記に係る登記事項証明書（商業登記簿謄本）※3 ヶ月以内発行されたもの
- ⑥ 直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑦ 納税証明書（国税、県税、市町村民税の未納がないことの証明書）
- ⑧ 地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画（任意様式）

※提出書類は正本 1 部、副本 9 部を①から⑧の順に、それぞれ A 4 版のファイルに綴り作成してください。副本は写しで構いません。

(2) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けします。

- ① 受付期間 随時 ※回答に時間を要する場合がありますので、下記申込期限を考慮のうえご質問ください。
- ② 受付方法 質問票（様式任意）に記入のうえ、電子メールにより後述「問い合わせ先」までご提出ください。
- ③ 回答方法 担当者より、電子メールにて質問者様に回答させていただきます。（企業名等を除き、質問の概要を町ホームページ等において公表する場合があります。）

(3) 申込期間

令和6年3月19日（火） 15時まで

(4) 提出先等

〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川 104-1 那賀町教育委員会

提出方法：郵送又は持参

(5) その他

- ① 申込に要する経費等についてはすべて応募者の負担とします。
- ② 提出された書類はお返しできません。
- ③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ④ 広告代理店を通じたの申込も可能です。ただし、この場合、町から広告代理店に手数料を支払うものではありません。

5. 選定方法

- (1) 選定委員会において、各委員が次の選考基準に沿って審査し、評点の合計が最も高い応募者を選定委員会の優先交渉候補者の選定意見とし、最終的に町において優先交渉者を選定します。

なお、応募者が一者のみであった場合も選定委員会において町のネーミングライツ・パートナーとして相応しいかどうか審査します。

また、応募者である事業者の代表者または代理の方は、選定委員会において次の審査基準に関するプレゼンテーションをお願いいたします。日時・場所については別途連絡します。

【選考基準と配点】

選定項目	審査項目	選定基準	配点
応募者について	ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか	経営の安定性	20
		事業内容	
		地域活動への理解・貢献	
		将来性	
町民に受け入れられるか	町民に受け入れられるか	町民への知名度	10
		町民の親しみ	
愛称について	町民に受け入れられるか	親しみやすさ	30
	浸透しやすいか	呼びやすさ	
契約条件について	町の希望との比較	命名権料	40
		契約期間	
合 計			100

6. ネーミングライツ・パートナーの決定、公表

- (1) 町は、優先交渉者との協議を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定し、ネーミングライツ・パートナー、施設の愛称、命名権料等を公表します。
- (2) 選考結果については、すべての応募者に文書で通知します。

7. 留意事項

ネーミングライツ・パートナーの決定後に、ネーミングライツ・パートナーが「3. (8)応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツ・パートナーとして相応しくないと認められるときは、ネーミングライツ・パートナーの決定の取り消し又は契約を解除することができるものとします。

8. 問い合わせ先

那賀町教育委員会 係長 蔭山 雅彦

電話 : 0884-62-1106

メール : kyoiku@naka.i-tokushima.jp

※質問の際は、表題を「ネーミングライツ質問」とし、必ず、事業者名、担当部署、担当者名及び連絡先を記載してください。